

新旧対比表 M's PayBridge 利用規約

条番号	現行	変更後
規約構成	第 1 章 共通事項	第 1 章 共通条項
第 1 条 2 項 (1)	(1) 乙と提携する GMO イプシロン株式会社（以下「サービスプロバイダ」といいます。）が甲に提供する決済サービス（fincode byGMO 及び今後追加される新サービスを含み、以下「本件提携決済サービス」と総称します。）	(1) 乙と提携する GMO イプシロン株式会社（以下「サービスプロバイダ」といいます。）が甲に提供する決済サービス（fincode byGMO、fincode ビジネスカード、fincode 請求書カード払い及び今後追加される新サービスを含み、以下「本件提携決済サービス」と総称します。）
第 1 条 2 項 (2) ウ	ウ その他今後追加される新サービス	ウ 請求書を電子化するサービス（以下、「請求書電子化サービス」といいます。） エ その他今後追加される新サービス
第 2 条 1 項 (2) (3)	(追加)	(2)fincode ビジネスカードとは、サービスプロバイダが発行するプリペイドカード機能を有するビジネスカードであり、fincode byGMO 上の甲の決済売上金をプリペイドカードの残高としてチャージすることで、甲の事業用に購入した商品の決済に当該残高を利用することができるサービスをいいます。 (3)fincode 請求書カード払いとは、甲とサービスプロバイダとの間で、甲が仕入れ先に支払うべき代金債権を立替払いする契約が成立し、当該立替払いの実行によりサービスプロバイダが取得する予定の利用者への求償権を、甲が保有するクレジットカードにより精算するサービスをいいます。
第 3 条 4 項	4 本条の規定は、本件提携決済サービスにおける甲及び決済事業者との契約関係に関して、第 2 章によって適用される本件提携決済サービスに係る利用規約の規定に従い、サービスプロバイダが包括代理権を有することに影響を与えるものではありません。	4 本条の規定は、本件提携決済サービスにおける甲及び決済事業者との契約関係に関して、第 2 章によって適用される本件提携決済サービスのうちfincode byGMOに係る「fincode byGMO 利用規約」の規定に従い、サービスプロバイダが付与を受けた包括代理権に影響を与えるものではありません。
第 29 条	第 29 条 (fincode byGMO 追加条項)	第 29 条 (fincode byGMO 利用規約集追加条項)
第 29 条 1 項	1 本件提携決済サービスのうち、fincode byGMO の提供条件は、サービスプロバイダが提示する「fincode byGMO 利用規約集」に則ることとし、甲は当該規約の内容を異議なく承諾し、これを遵守するものとします。	1 本件提携決済サービスのうち、fincode byGMO、fincode ビジネスカード及び fincode 請求書カード払いの提供条件は、サービスプロバイダが提示する「fincode byGMO 利用規約集」に則ることとし、甲は当該規約の内容を異議なく承諾し、これを遵守するものとします。

第 29 条 2 項(2)	(2) 本件決済サービス利用契約が終了した時、サービスプロバイダが本件提携決済サービス利用契約を更新しないことにより自動的に終了するものとします。	削除
第 29 条 fincode byGMO 利用規約集	(新設)	2 fincode ビジネスカード利用規約 3 fincode 請求書カード払い利用規約
fincode byGMO 利用規約 2 条 (10)	(追加)	(10)EP 提携事業者 本サービスの提供に関して EP と業務提携契約等の提携契約を締結している事業者
fincode byGMO 利用規約 11 条 1 項 (9)	(追加)	(9)EP に対する、EP 提携事業者からの、理由の如何を問わない、本サービスの利用者への提供の停止の要請
fincode byGMO 利用規約 11 条 3 項	3. 第 1 項に基づくサービスの全部又は一部の停止は、同項各号の事由が解消した又は再発の生じるおそれがないと本決済事業者又は EP が判断するまで継続される。なお、EP は利用者に対して、根拠や要件該当性について説明の義務を負わない。	3. 第 1 項に基づくサービスの全部又は一部の停止は、同項各号の事由が解消した又は再発の生じるおそれがないと本決済事業者、EP 又は EP 提供事業者が判断するまで継続される。なお、EP は利用者に対して、根拠や要件該当性について説明の義務を負わない。
fincode byGMO 利用規約 14 条 1 項 (8)	(8) EP が EP の関連会社、GMO ペイメントゲートウェイ株式会社及び GMO インターネットグループ株式会社に本情報を共有する場合	(8)EP が EP の関連会社、親会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社、その連結子会社及び持分法適用関連会社並びに GMO インターネットグループ株式会社に本情報を共有する場合
fincode byGMO 利用規約 14 条 11 項	11. EP は本サービスを含む EP 及びその親会社である GMO ペイメントゲートウェイグループの商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する場合があるものとし、利用者はこれを予め承諾する。	11. EP は本サービスを含む EP 及びその親会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社のグループ会社（GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社のことをいう）の商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する場合があるものとし、利用者はこれを予め承諾する。
fincode byGMO 利用規約 25 条 2 項 (5)	(5)EP と本決済事業者との間の契約、又は、本加盟店契約若しくは利用者と本決済事業者との間に本サービスの利用に関する契約が存在する場合当該契約（EP が代理人として締結申込みをすることで締結されたか否かは問わない）が、事由の如何を問わず終了した場合	(5)EP と本決済事業者との間の契約、又は、本加盟店契約若しくは利用者と本決済事業者との間若しくは利用者と EP 提携事業者との間に本サービスの利用に関する契約が存在する場合当該契約（EP が代理人として締結申込みをすることで締結されたか否かは問わない）が、事由の如何を問わず終了した場合

fincode byGMO 利用規約 25 条 2 項（6）	(6)本決済事業者から、理由の有無又は如何を問わず、当該本決済事業者が取り扱う決済方法又はサービスに関する本サービスの利用者として利用者が不適當である旨の通知を受けた場合	(6)本決済事業者又は EP 提携事業者から、理由の有無又は如何を問わず、当該本決済事業者が取り扱う決済方法又はサービスに関する本サービスの利用者として利用者が不適當である旨の通知を受けた場合
fincode byGMO 利用規約 25 条 2 項（9）	(9)本決済事業者から、理由の有無又は如何を問わず、利用者との間の利用契約の解消を求められた場合	(9)本決済事業者又は EP 提携事業者から、理由の有無又は如何を問わず、利用者との間の利用契約の解消を求められた場合
fincode byGMO 利用規約 49 条 4 項	利用者は、1 取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ）が 10,000,000 円未満のカード決済に関してのみ本サービスを利用することができる。	利用者は、1 取引の決済金額（消費税相当額を含む。以下本条において同じ）が 100,000,000 円未満のカード決済に関してのみ本サービスを利用することができる。